

# 国民健康保険の加入者の皆さんは

## 保険証が新しくなります

被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日までです。新しいものを送りますので確認してください。

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎ 43・8127

8月から新しい保険証になります

国民健康保険制度改革に伴い、今年から保険証の更新時期が4月から8月に変わります。新しい保険証は、7月中旬に世帯の加入者全員分をまとめて世帯主あてに送ります。保険証の色は水色からうす緑色に変わります。

新しい保険証の有効期限は？

- 原則、毎年7月31日です。ただし、保険税に滞納がある世帯や次に該当する人は有効期限が異なる場合がありますので注意してください。
- ①期限内に70歳になる人
  - ②期限内に75歳になる人
  - ③現在の保険証に「退職」の記載がある人
  - ④在留期限がある人

# 後期高齢者医療制度対象者の皆さんは

## 8月に保険証を更新します

被保険者証（保険証）の有効期限は7月31日までです。新しいものを送りますので確認してください。

問い合わせ 市保険年金医療課 ☎ 43・8128

県後期高齢者医療広域連合 ☎ 092・651・3111

保険証の色はうす緑色からうす紫色に変わります

毎年、8月1日から新しい保険証になります。新しい保険証は、今年度はうす紫色で令和2年7月31日まで有効です。7月中旬以降に送ります。8月からは、うす緑色の保険証は使用できませんので注意してください。

医療保険料額決定通知書を送ります

今年度の保険料は昨年の所得金額と世帯の状況を基に決定し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬から送ります。保険証とは別の便です。なお、金融機関などで保険料を支払う人には納付書を同封しています。

70歳以上の人の保険証は8月から高齢受給者証と一体化します

これまで70歳以上75歳未満の人には保険証とは別に、一部負担金の割合が記載された高齢受給者証を交付していましたが、8月からは「被保険者証兼高齢受給者証」に変わります。

70歳になる人の保険証の有効期限は？

保険証の有効期限は70歳に

保険料の均等割9割軽減が8割軽減に変わります

保険料のうち、全員が均等に負担する均等割は、世帯の所得状況によって軽減されます。本来7割軽減のところを、特例的に、昨年までは世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない人は9割軽減でした。しかし、10月から年金生活者支援給付金の支給などが始まることに伴い、均等割はこれまでの9割軽減から8割軽減に見直されることになりました。均等割8割軽減の対象になる人には、今回の見直しについてのリーフレットを「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封しますので確認してください。

なる月の末日（1日生まれの人は誕生日の前日）までとなります。

これは70歳になると一部負担金の割合が記載された被保険者証兼高齢受給者証に切り替わるためです。

被保険者証兼高齢受給者証は70歳になる月の20日ごろ（1日生まれの人は前月20日

ごろ）に送付します。市保険年金医療課で保険証を切り替えるための手続きは不要です。

一部負担金の割合は？

医療機関などを受診した際に支払う一部負担金の割合は下表のとおりです。

## 70歳以上75歳未満の人は保険証と高齢受給者証を一体化します

7月まで  
〈保険証〉

8月から  
〈保険証兼高齢受給者証〉

一部負担金の割合が記載されています

## 医療機関などを受診した際に支払う一部負担金の割合

年齢	負担割合
小学校就学前	医療費総額の2割
小学校就学後～70歳未満	医療費総額の3割
70歳以上～75歳未満	医療費総額の2割 （※現役並み所得者は3割）

※現役並み所得者とは、同じ世帯の70歳以上の国民健康保険の加入者で、住民税課税所得が145万円以上の人で1人もいる世帯の人です。ただし、収入額による判定を行った結果、2割負担となることがあります。その場合、市保険年金医療課に申請が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは？

限度額適用認定証（オレンジ色）は、医療機関の窓口に提示することで、その月の同じ医療機関での医療費が自己負担限度額以内になるものです。左表の負担割合3割の人で限度額認定証発行の欄が

「○」の人が該当します。

限度額適用・標準負担額減額認定証（白色）は、医療機関の窓口に提示することで、その月の同じ医療機関での医療費が自己負担限度額以内になるとともに、入院時の食費が減額されます。左表の負担割合1割の人で限度額認定証発行の欄が「○」の人が該当

します。該当する人は、市保険年金医療課で申請してください。

いずれの認定証も前年と区分が同じ場合は、8月1日からの新しい認定証を7月中旬以降に送ります。表の限度額認定証発行の欄が「×」に該当する人は保険証が認定証に代わるため申請は不要です。

## 自己負担限度額(月額)

負担割合	負担区分	限度額認定証発行※2		認定証の色
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
3割	現役並みⅢ 課税所得690万以上	252,600円【140,100円※1】 ●医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	×	×
	現役並みⅡ 課税所得380万以上	167,400円【93,000円※1】 ●医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	○	オレンジ
	現役並みⅠ 課税所得145万以上	80,100円【44,400円※1】 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	○	オレンジ
1割	一般 課税所得145万未満	18,000円 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円(一般、区分Ⅰ・Ⅱである月の外来の合計の限度額)	×	×
	区分Ⅱ	8,000円	○	白
	区分Ⅰ	8,000円	○	白

※1 過去12か月以内に世帯単位の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の金額です。  
 ※2 現役並みⅠまたはⅡの人、区分ⅠまたはⅡの人(表の○の人)は限度額認定証を提示すれば限度額までの負担になります。